2.2　自己点火燈を備える救命浮環
2.3　投げ索
7.2　4の規定により要求される場合には、支柱及びブルワークはしごを備える。
8　照明
舷側にある水先人用移乗設備及び甲板上の人が乗降する場所を照明するための適当な照明装置を備える。

十一　付録の旅客船に対する安全証書の様式2.9の次に次の2.10及び2.11を加える。

2.10　この船舶が条約第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則1）の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない1）こと。
2.11　機関及び電気設備／防火設備／救命設備1）のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に添付されている／添付されていない1）こと。
1）該当しないものを抹消すること。

十二　付録の貨物船に対する安全構造証書の様式3の次に次の4及び5を加える。

4　この船舶が条約第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則4）の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない4）こと。
5　機関及び電気設備／防火設備4）のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に添付されている／添付されていない4）こと。
4）該当しないものを抹消すること。

十三　付録の貨物船に対する安全設備証書の様式2.6の次に次の2.7及び2.8を加える。

2.7　この船舶が条約第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則4）の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない4）こと。
2.8　防火設備／救命設備4）のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に添付されている／添付されていない4）こと。
4）該当しないものを抹消すること。

十四　付録の原子力旅客船に対する安全証書の様式2.11及び2.12を次のように改める。

2.11　この船舶が条約第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則1）の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない1）こと。
2.12　機関及び電気設備／防火設備／救命設備1）のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に添付されている／添付されていない1）こと。
1）該当しないものを抹消すること。

十五　付録の原子力貨物船に対する安全証書の様式2.10及び2.11を次のように改める。

2.10　この船舶が条約第Ⅱ－1章第55規則／第Ⅱ－2章第17規則／第Ⅲ章第38規則3）の規定に基づく代替的な設計及び配置に従っている／従っていない3）こと。
2.11　機関及び電気設備／防火設備／救命設備3）のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に添付されている／添付されていない3）こと。
3）該当しないものを抹消すること。

○外務省告示第百三十六号

平成二十五年三月二十五日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百四十億三千四百万円（五四、〇三四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・二パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　それぞれの支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　借款は、フィリピンの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

(1)　(3)　(1)(d)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c)　計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税